



2020年にIATF16949継続審査を受審するに際しCOVID-19特別ルールを適用し、延期をご検討中のお客様へ

2020年4月21日

DQS Japan Inc. ドイツ品質システム認証株式会社
代表取締役 井上 隆吉
〒105-0003 東京都港区西新橋2-9-1 PMO西新橋7階
TEL: 03-5521-1181 FAX: 03-5521-1182
URL : <http://www.dqs-japan.co.jp>

1 IATFの登録証の有効期限と審査のタイミングについて



1-1 IATFの登録証はサイト単位です。

1-2 IATFの登録証の有効期限と、毎年の審査をいつまでに行わなければならないか（審査基準日ルールによる審査サイクル）は別です。

1-3 2020年に継続審査を受審するサイトは、COVID-19特別ルールを適用し、最大90日追加で継続審査を延期することが出来るようになりました。

COVID-19特別ルールが適用された場合、継続審査のタイミングは

通常時のルール（rule5 5.1.1 表5.1サーベイランス審査の間隔）から追加して更に90日の間に継続審査を受審すれば良いことになりました。年1回審査のサイトは、審査基準日（前回の更新審査の審査最終日の月日）から-3ヶ月+1ヶ月が表5.1が示す審査期限ですので、更に90日（即ち+1ヶ月+90日）継続審査のタイミングを延期することが出来ます。

注意：COVID-19特別ルールは新型コロナに起因することが審査日においてjustifyされた場合にのみ適用されます。従って、現時点で判断し、数ヶ月先の審査の延期をご希望される場合、日程調整のご希望は承りますが、その時点でCOVID-19特別ルールが適用されることをお約束するものではありません。

2 COVID-19特別ルールを適用し、 継続審査を延期する際のリスクについて



- 2-1 DQS Japanでは、審査スケジュールの決定は、
- 1 これまで通りのスケジュールで審査を計画しているお客様、
 - 2 COVID-19特別ルールを適用し、更新審査を延期したお客様
 - 3 新規にIATF登録審査を希望されているお客様
- の順に優先度合いを定めています。
- 2-2 COVID-19特別ルールは新型コロナに起因することが審査日においてjustifyされた場合、特別ルールを適用して3ヶ月程度、計画されていた継続審査を延期することができます。
- しかしながら、DQS JapanのIATF審査員の数に限りがあることから、継続新審査を延期した場合、ご希望のタイミングで更新審査が実施出来ない可能性があります、この点についてお客様にご検討頂く必要があります。
- 2-2 追加された90日以内に継続審査が完了しない場合、登録のステータスがactive(+suspension)のステータスに変わります。
- しかし、登録そのものはactiveでありIATFも認知 (recognize)しています。suspensionになってから90日の間に継続審査が完了すれば、suspensionが解除されます。
- お客様に関しては、登録のステータスがactive(+suspension)なることによる影響をご検討いただく必要があります。



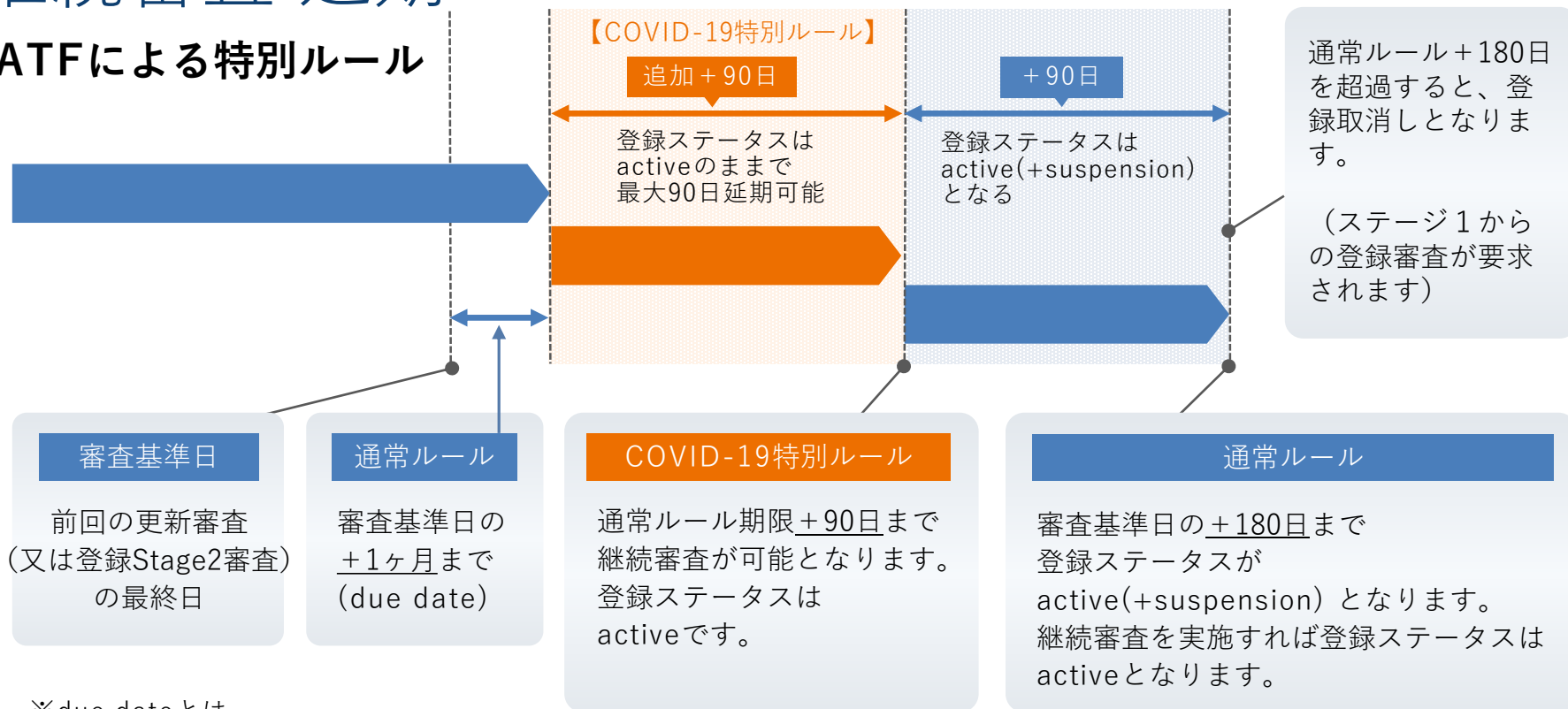
- 2-4 延期された継続審査が、海外のサイトを遠隔支援している（Remote Location）場合は、海外サイトのIATF登録証の有効性に影響する場合があります。
例：日本が設計機能を持っている場合、海外サイトのために年1回のタイミングで審査を受ける必要があります。
- 2-5 新型コロナに起因することが審査日においてjustifyされない場合には、rule5の原則が適用されますので、審査タイミングによっては、登録のステータスが一時停止（active(+suspension)）になるなどの影響がでることがあり得ます。

当社としては、お客様の要請がある限り、**感染拡大予防及び皆様の安全並びに**IATF審査員の安全を確保した上で、今後も引き続きIATF16949現地審査を行うこととしております。



継続審査 延期

IATFによる特別ルール



※due dateとは
審査基準日-3ヶ月+1ヶ月の
範囲で行う継続審査完了日です。

延期をご希望の場合、登録取消となる日程まで、
新たな日程の確保 (IATF 審査員の確保) が出来ず
登録取消となるリスクが高い事をご承知おきください。